# 平成24年第4回 利根町議会定例会会議録 第4号

## 平成24年12月7日 午後1時開議

## 1.出席議員

1番	新	井	邦	弘	君	8 番	井	原	正	光	君
2 番	花	嶋	美清雄		君	9 番	今	井	利	和	君
3 番	船	Ш	京	子	君	1 0 番	若	泉	昌	寿	君
5 番	त्ते	谷	貞	明	君	1 1 番	白	旗		修	君
6 番	坂	本	啓	次	君	1 2 番	五十	上嵐	辰	雄	君
7 番	高	橋	_	男	君						

# 1.欠席議員

な し

# 1.説明のため出席した者の氏名

	町					長	遠	Щ		務	君
	総		務	課		長	師	畄	昌	巳	君
	企	画	財	政	課	長	秋	Щ	幸	男	君
	まっ	ちづ	( )	推	進 課	長	髙	野	光	司	君
	税		務	課		長	坂	本	隆	雄	君
	住		民	課		長	木	村	克	美	君
	福		祉	課		長	石	塚		稔	君
	保份	建福	祉セ	ンタ	一所	長	岩	戸	友	広	君
	環	境	対	策	課	長	蓮	沼		均	君
保険年金課長兼国保診療所事務						务長	鬼	澤	俊	_	君
	経		済	課		長	矢			功	君
	都	市	建	設	課	長	飯	塚	正	夫	君
	숝		計	課		長	菅	田	哲	夫	君
	教	育					伊	藤	孝	生	君
	学	校	教	育	課	長	福	田		茂	君
	生	涯	学	習	課	長	石	井	博	美	君

1.職務のため出席した者の氏名

 議 会 事 務 局 長
 酒 井 賢 治

 書
 記
 雑 賀 正 幸

 書
 飯 田 江理子

1.議事日程

## 議事日程第4号

平成24年12月7日(金曜日) 午後1時開議

日程第1 一般質問

日程第2 休会の件

1.本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

日程第2 休会の件

午後1時00分開議

議長(五十嵐辰雄君) こんにちは。ただいまの出席議員は11名です。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

これから議事日程に入ります。

議長(五十嵐辰雄君) 日程第1、一般質問を行います。

昨日に引き続き通告順に質問を許します。

7番通告者、10番若泉昌寿君。

#### 〔10番若泉昌寿君登壇〕

10番(若泉昌寿君) 皆さんこんにちは。7番通告、10番若泉でございます。

傍聴の方は毎日本当にご苦労さまでございます。我々も傍聴の方が来ていただきますと やりがいがあります。これからもぜひよろしくお願いしたいと思います。

それで、町長の方は、いつも町民に対しまして、安全で安心して安定したまちづくりを願って一生懸命やっていると、いつも町長は述べております。我々議会の方は、2年前に議会基本条例をつくりました。その中で我々議会の方は常に町民の皆さんに愛され、また親しまれ、それでわかりやすい、そういう議会にしたいということで、我々11名一生懸命

やっております。これからもぜひ皆さんの傍聴をぜひともお願いしたいと思います。

きょうは、質問が私が一番最後になりました。この後、2時半から請願が二つ出ております。そちらの方もぜひとも皆さんに傍聴していただきたいなと思います。傍聴は全員協議会にしろ、委員会にしろ、すべて傍聴できます。ですから、皆さん、我々の行動を常に傍聴していただきまして、利根町の議会というものをぜひとも理解していただき、協力をお願いしたいなと思いますので、今後ともよろしくお願いいたします。

それでは質問に入ります。

今回は、町長の町民に対しての発言についてということで質問をさせていただきます。

町長はこれまで、まだ正式に決まっていない事業等、議会に対しての説明より早く公の場でお話をしているが、このようなことをすると、町民、議会が混乱するため十分気をつけていただきたい。発言について町長の考えを伺いたいと思います。

ソーラー事業の件、またタイケン学園の件、また旧東文間小学校の件についてお伺いし たいと思います。

よろしくお願いします。

議長(五十嵐辰雄君) 若泉昌寿君の質問に対する答弁を求めます。

町長遠山 務君。

#### 〔町長遠山 務君登壇〕

町長(遠山 務君) 皆さんこんにちは。議員の皆様方には、きのうに引き続き一般質問ということでご参集ご苦労さまでございます。また傍聴者の皆さん、師走の大変お忙しい中、傍聴に来ていただきまして大変ご苦労さまでございます。

それでは、若泉議員の質問にお答えをいたします。

町民に対しての発言についてのご質問でございますが、町民に対しての発言を情報の提供という視点でお答えしますと、町民の皆様への情報提供としては事務事業の計画段階から情報を提供していくもの、正式決定した後で情報を公開していくもの、またその逆に公開すべきでないものなどがあると思います。

このように、どの段階、どのタイミングで情報を公開、提供していくかは、その情報の 内容によって当然変わってまいります。

今回、議員のご質問にある立木地内町有地へのメガソーラー事業や、本年4月に開校した4年制大学の誘致、また、旧東文間小学校の利活用といった情報は、冒頭申し上げた事務事業の計画段階から情報を提供していくものであると私は考えております。

それは、町民の皆様の貴重な財産である町有地や多くの卒業生を輩出した母校の利活用 は、町民の皆様にとって非常に関心が高いことであると、そのように考えるからでありま す。

これまでも、町民の皆様から利活用のご提案などもいただいておりますので、活用計画 の段階から積極的に情報の提供を行って、それに対するご意見等を拝聴しながら、コンセ ンサスを得て事業を進めていくべきであると私は考えております。

このようなことから、今回のメガソーラー事業も、庁議で計画推進の意思決定を済ませておりましたので、町民の皆様にお伝えをしたものでございます。

私も議員の皆様も、町民福祉の向上と町の発展を願う気持ちは同じであると思いますので、議会と連携を密にしながら町政運営に当たってまいりたいと考えております。

引き続き、ご支援とご協力、またご理解のほどをよろしくお願いを申し上げます。

議長(五十嵐辰雄君) 10番若泉昌寿君。

10番(若泉昌寿君) ただいま町長の答弁を伺いますと、恐らく後ろにきょう傍聴されている方は、ああなるほどなと、そうなんだと思うことと思います。

しかし、今、町長が答弁でいろいろ言っていましたが、ソーラー一つ挙げて見ますと、 庁議の中ではこれをやっていくんだと意思決定をしたと。確かにそれは庁議の中では意思 決定をしました。では庁議の中で意思決定したものを、町長、次はだれにこの計画を話す べきだと思いますか。

議長(五十嵐辰雄君) 町長遠山 務君。

町長(遠山 務君) 庁議の中で意思決定して、何をやる、相手もあることですから、 その内容が煮詰まらないうちは住民にも議会の議員の皆さんにも、言うタイミングがあり ますので、それはその事業の相手方と協議の内容次第だと思っております。

議長(五十嵐辰雄君) 10番若泉昌寿君。

10番(若泉昌寿君) 今、町長が庁議で意思決定して「煮詰まらないうちは」と言いましたよね。ということは、ソーラーのことで今聞いているんですからね、「煮詰まらない」と言いましたよね、では町長は、煮詰まったから納涼大会の公の場所で住民の方にマイクを通して言ったわけですよ。では煮詰まっていたのですね、そのときに。答弁お願いします。

議長(五十嵐辰雄君) 町長遠山 務君。

町長(遠山 務君) 町の方で庁議で決定いたしまして、その庁議で決定いたしました ことを、利活用するということで情報を発信しまして、それからやろうという業者が町に 来ない場合もありますので、逆に4社、5社と来る場合もありますので、その様子ですか、 その状況を見て、今、情報を発信するべきか、まだ発信しないべきかということを決断す るということでございます。

議長(五十嵐辰雄君) 10番若泉昌寿君。

10番(若泉昌寿君) 町長、何言っているんですか。業者が幾つもあるとか、あなたは煮詰まったと思ったから公の場所で町民に言ったのでしょう。メガソーラーをこのように計画していてできますよということを、そうじゃないんですか。もう一度答弁をお願いします。

議長(五十嵐辰雄君) 町長遠山 務君。

町長(遠山 務君) 納涼大会で言ったときには、方向性は決定したと。方向性ですよ。 その事業をやることへの方向性、わかりますか。

議長(五十嵐辰雄君) 10番若泉昌寿君。

10番(若泉昌寿君) じゃあ、この利根町でいろいろな事業、そういうものをやる場合、あなたは、町長、あなたですよ、議会でなく町民と行政でやるつもりなんですか。

答弁お願いします。

議長(五十嵐辰雄君) 町長遠山 務君。

町長(遠山 務君) 先ほども申し上げましたとおり、この利活用についてはいろいろと、住民の方にどういう利活用をしたらいいかということを伺っているわけでございます。その住民の方に議会を先とか、住民が先とか、先ほど申し上げましたとおり、住民の方に先にお知らせする場合もある。それはケース・バイ・ケースだと思います。

議長(五十嵐辰雄君) 10番若泉昌寿君。

10番(若泉昌寿君) 町長、あなたは我々議会に対して常に言っているんじゃないですか。いつも議会あるたびに、協力をお願いしますよ、そのように言っているでしょう。今回のメガソーラーの事業に対しても、はっきり申しまして100%とは言いませんけれども、議会の承認がなければできないでしょう。違いますか。

なぜ公の場で町民にマイクを通して言う前に、我々議会に全員協議会を開いて説明しなかったのですか。

今回メガソーラー特別委員会を設置しましたよ。これ、なぜ設置したと思いますか。町長が公の場で町民に対してマイクを通して、ソーラー発電できるんだよと。その後、我々、私は特にそうなんでしょうけれども、住民の皆さんに聞かれましたよ。「若泉議員、今度立木のところにメガソーラーというのをつくるんだって、いつごろできるんだよ」、そのようにいろいろと何人にも聞かれました。

我々説明も聞いていないのですよ。それで何と答えるのですか。

私、正直に言いましたよ。「いや、申しわけないんだけど、住民に知らせて我々にはまだ話がないんだ、説明がないんだよ」、町長、そういうことでは我々の立場がなくなりますよ。

ですから、今回9月の定例議会で特別委員会を設置して、それでは詳しくこの事業を調べようと、そういうことで設置したのですよ。それを住民に言う前に、公表する前に、我々議会の方へ全員協議会を開いて、それでこのような計画があるんですけれども、どうでしょうかと、その上でまた何回も開きまして業者を呼んで、業者の説明も聞いて、そのように我々議会の方へ理解を求める、そのように行くのが常識ではないのですか。そのようにやってくれれば、今回特別委員会なんて設置する必要はないのですよ。

町長、特別委員会を設置すると、経費もかかるのですよ、むだな経費。それこそ大事な

財源をむだにしているんじゃないですか。町長、どう思いますか、ちょっと答弁をお願い します。

議長(五十嵐辰雄君) 町長遠山 務君。

町長(遠山 務君) 先ほどから申し上げましたとおり、議会に先に説明する場合もあるし、住民の皆さんに先に説明するという、そういうタイミングもありますので。

議長(五十嵐辰雄君) 10番若泉昌寿君。

10番(若泉昌寿君) じゃあこの場合は、ソーラーのこの場合ですよ、この場合は議会よりも町民の方へ先に知らせたいと、そういう考えでしたから知らせたわけでしょう。その真意をちょっとお願いします。なぜ議会よりもそこに先に知らせなければいけないのか、その真意。

議長(五十嵐辰雄君) 町長遠山 務君。

町長(遠山 務君) タイミング的に、時間的にそういう形になったということでございます。

議長(五十嵐辰雄君) 10番若泉昌寿君。

10番(若泉昌寿君) では、議会の方はどうでもいいということですか。どうなんですか。

議長(五十嵐辰雄君) 町長遠山 務君。

町長(遠山 務君) 議会の方がどうでもいいというようなことは、思っておりません。 議長(五十嵐辰雄君) 10番若泉昌寿君。

10番(若泉昌寿君) 町長、よく考えてくださいよ。町で計画した事業は、町でこういうことをやりましょうよ、それを今度議会に諮るわけでしょう。どういうことでも、そうではないんですか。それを議会よりも先に町民の皆さんに知らせるということは、混乱を起こすのですよ、私もさっき言いましたけれども。

町民の方というのは、こういうものが町長の口から、こういう事業をやるんだよと、今回はソーラーですけれども、こういうものをつくるんだよと言えば、町民の方はそれはできるものと信じてしまうのですよ。それで万が一、今度この特別委員会をやって、特別委員会を7回開きましたよ。どれだけの経費がかかっていると思いますか。町長。

ですからあなたが、何回も言いますけれども、我々議会に説明をして、その上、今度業者を呼んでその中で説明をしてやってくれて、それである程度方向性が決まってから町民に知らせてもいいんじゃないですか。何もそこで町民に先に知らせる必要はないと思います。混乱を起こすだけなのですよ、あなた。

タイミングとかどうこう言いましたけれども、あなた、心の中ではどう思っているか知りませんけれども、私思いますけれども、町長はこういう事業が今度、ソーラーならソーラー、こういう事業があります、それで町民にいち早く知らせたくてしようがないから、結局マイクを通して言ったんじゃないの。違いますか。答弁。

議長(五十嵐辰雄君) 町長遠山 務君。

町長(遠山 務君) 議会より早く住民に知らせるというようなタイミングでそうしただけであって、それと特別委員会をつくる場合は、ちょっとこの視点からずれるのですけれども、予算を伴うということはわかっていますよね。

10番(若泉昌寿君) ですから、わかっていますよ。

町長(遠山 務君) 予算を伴う場合は執行部と協議しなさい。その協議なしに特別委員会をつくるということは、今後やめていただきたいと思います。

議長(五十嵐辰雄君) 10番若泉昌寿君。

10番(若泉昌寿君) 行政と協議と言いますけれども、あなた、町長の方が、あなたがおかしなことをやっているからこういうことになるんでしょうよ。私さっきから言っているでしょうよ。

町民に先に知らせて我々には説明ない、ですから、我々は町民から聞かれる、何も答えられない、議員として我々本当に恥ずかしい思いをしますよ、そうじゃないんですか。

それで町長は、タイミングで町民に知らせたとか何とか言いますけれども、根本的に町長よく考えてくださいよ。議会と行政、車の両輪だとよく言いますよ。ですから、何事においても議会があって行政がある、行政があって議会でしょう、それでこの二つがよく話し合ってうまくかみ合っていって、それでこの利根町というのがよくなるんじゃないですか。それを、町民に先に知らせて、議会の方は後回しにして、それはどう思います、それは違うと思うのです、逆だと思うのです。

課長の皆さんは心の中でどう思っているのか知りませんけれども、これは常識で考えてそうなのですよ。まずこれは議会に話すべきですよ、庁議で決まったもの。それで、これを進めていこうと庁議で決まったのでしょう。その場合は、今度全協を開いてもらって、議長にお話して、その上で説明するんです。説明して、我々もああそうか、いい事業だったらこれは推していきましょうとか何か、そうやって進めていくんですよ。その前に町民に知らせるなんて、ちょっとおかしいですよ。

あなた、このソーラーのみじゃないですよ、タイケン学園とか旧東文間小学校も書いてありますけれども、このことにしたって、旧東文間小学校、タイケン学園とほぼ同じころ話が出ていましたよ。私、まだそのとき議長をやっていました。町長は忘れたか何か知りませんけれども、ほかの方にも言っていると思いますけれども、きょう東文間、高齢者賃貸住宅と言うんですか、正式な名前はちょっと忘れましたけれども、「あれはタイケン学園より早くできるよ」と、私と町長とよく水戸へ、同じ車、公用車で行って、その中でいるいろ話して、あなたはそのように私にも言っているんですよ。

ですから、そのことに関しても、「東文間小学校どうなりました、いつごろできるのですか」、住民に私何回も聞かれましたよ。「町長の話だとタイケンより早くできるよ、そういう話をしていますよ」と、それは私言いました。

タイケン学園だってそうですよ。決まらないうちから、ほぼ決まった、決まったと。そのように言っているじゃないですか。町長は何でもそのように正式に決まらないうちに言っているんですよ。

私もう一つ困ったことがありますけれども、言いますけれども、去年の10月だと思いました。町で主催してくれています国保カップゲートボール大会です。国民健康保険でやってくれていますゲートボール大会、そのときに町長があいさつに来てくれたのですよ。そのとき何と言ったか覚えていますか。「ことしの12月30日、毎年テレビで放映されているダウンタウンとかという芸能人、それが撮影に来ます。ぜひ撮影を見てあげてください。利根町もテレビに放映されて名が知られますから」、そういうあいさつをしたのですよ。

それで、町長が帰った後、私困りましたよ。そのゲートボールをやっている仲間から、 私も見に行きたい、私も撮影を見に行きたい、いつやるんだろう、何日にやるんだろう、 何時にやるんだろう。私もわかりませんから、はっきり言って役場へ電話しました。どこ とどことは言いません。私が電話しましたら、課長お二人方はああそうだったなというの を覚えていると思います。その課長、二人の課長、「そんな話知りませんよ」と、そうい う答えなのですよ。

ですから、私はそのときにゲートボールをやっている皆さんに、マイクを通して、実はこういうわけで町の方に確認したけれども、全然らち明きません、わかりません。でも町長は堂々とそのようにしゃべっていったのです。

困ったのは私です。あと、がっかりしたのは、ゲートボールをやっている何十人の仲間ですよ。何言っているんだろう、町長は。そんな勝手なことばかり言って、そういうことなのですよ。ですから、町長は、あなたは本当に決まらないうちから結構表で言っているんですよ。ですからこういうことになるんですよ。

町長、今のゲートボールの話、覚えていますか。それだけちょっと答弁してください。 覚えていれば、覚えているで結構です。忘れたら忘れたでいいですけれども、そういうこ とがあるんですよ。答弁を、わかっているからわかっていると言ってください。

議長(五十嵐辰雄君) 若泉議員に申し上げます。

一般質問は通告の範囲内で質問してください。

10番(若泉昌寿君) 議長、それはとめるのはおかしいんじゃないですか。私は、町長……何ですか。

議長(五十嵐辰雄君) 10番若泉昌寿君。

10番(若泉昌寿君) 議長、私は、これ何が外れているんですか、今の。本当のこと、じゃあ私、そこまで言うんなら課長の名指しをして、私が今言ったこと本当か言いますよ。私電話かけて二人の課長に聞いているんですから。

8番(井原正光君) 町長の発言に対して聞いているんだからいいんだよ。町長が発言 しないんならいいけど。 10番(若泉昌寿君) そう、私、このことを覚えていますか、覚えていませんか、答弁してくださいよと聞いているんですから。

8番(井原正光君) それを制限する方がおかしい。

議長(五十嵐辰雄君) 町長遠山 務君。

町長(遠山 務君) その前日にそういう報告を受けたということでございます。

国保のゲートボール大会の前日、そう言うけれども、NHKの取材を前に受けました。 取材に来るのにいきなり3日前ですから、いついつ行ってもいいですかと。これが今テレ ビ局、国保カップのときはまた別ですけれども、NHKは正式な取材ですから、それも正 式に取材に来るのに3日前に連絡があるんですよ。だから、先ほど前の日に情報が入った ということでみんなにお知らせできなかったというのが真相です。

議長(五十嵐辰雄君) 10番若泉昌寿君。

10番(若泉昌寿君) 情報が入ったじゃなくて、町長はあいさつの、公のあいさつの中でそのように、ダウンタウンが来るから、撮影に来るからと言っていったのですよ。それで……ちょっとおかしいんじゃないですか、町長。

もうそれはいいですよ、ダウンタウンの話はいいです。ただ、こういうことがありましたということ。それはこっちへ置いておきますからいいですよ。

問題は、またソーラーの方に戻りますけれども、何としても私の考えは町民より議会、私はそう思うのですよ。町長は整ったとか、お知らせしてもいい時期に来たとか、そのように言いますけれども、それは整えば整って結構ですよ。ただ順序として議会に先に話をするのが、それが常識じゃないですかと。町長はそれに対して、ここで町長、「ああそうでしたね、それは申しわけなかった」と、その一言を言えばそれでいいんですよ。それを言えますか。

議長(五十嵐辰雄君) 町長遠山 務君。

町長(遠山 務君) メガソーラーの件に関しても、タイケン学園の件に関しても、住民にこのような方向で今進めておりますよということを言った、住民が混乱したということは聞いておりません。

それと、議員の皆さんは常日ごろ住民によく説明しなさい、説明責任とよくおっしゃられますので、そういう点からも住民に説明をしたということでございます。

議長(五十嵐辰雄君) 10番若泉昌寿君。

10番(若泉昌寿君) 町長はあくまでもそのように言っているということは、議会を軽視していると言われてもしようがないですよ、あなた。そう思いませんか。それで住民は混乱したと聞いておりませんと。別にこの利根町が、住民の方がああだこうだとわいわい言っているわけでないですよ。

私もさっき言っていましたように、ソーラーの件に関して言わせてもらえれば、住民の 方から我々議員、私以外にもそうやって聞かれた議員がいると思いますよ。住民の方から 議員の方に、ソーラーできるんだって、いつできるのよ、どのくらいの規模なのよ、ああだこうだと聞かれても、答えようがないでしょう。我々は説明が後なのですから。

そうしますと、町民の方たちは、何だよ議員知らないのかよ、何やっているんだ議員は、そう思われたってしようがないですよ。ですから、行政の方が庁議で決まったこと、事業、それを我々に説明してくれて、その流れで行けば、我々もある程度把握しているのですよ。その場合、今度、町民の方に聞かれても、ああそうなんだ、今このように計画を立ててこういう事業をやっていくんですよ、そして予定どおりに行けば来年の5月とか10月にできる予定なんだけれども、今はまだ議会の方でいろいろ審議していますから、今すぐできるとか、できないとか、そこはまだ申し上げられませんと。そういうところまで言えるのですよ。それが、町長が先にやるから、結局町民の方は、ああできるんだなと思うのです。

それで、特別委員会でもんで、もんで、もんでいるうちに、たしか10月の広報とねだと思いましたけれども、ソーラーを大きく出しましたよね。あの広報とねを読めば、町民の方はできると信じてしまいますよ。それで最後の方に、これは議会の議決が必要ですと書いてあります。

でも町民の方というのは、その手前に大きくソーラーの件、こうこうこういうわけでこういうふうにできるよと、そういう感じで、最後に議会の議決が必要だと、そんなのはちょっと見ても忘れます。また見ない人もいます。

ということは、完全にこのソーラーはできるんだと、大体町民10人いれば9人はそのように思います。ですから、私ははっきり言って10月だと思いましたけれども、あの広報とねのソーラーのあれを出したというのは早過ぎる、私は今でもそのように思っています。まだ議会で承認もされていないのに。

広報とねに出したというのは、町長が指令というか、命令を出したのでしょうから、それは決まったと思って出したのか、どういうことで出したのか、その点、答弁をお願いします。

議長(五十嵐辰雄君) 町長遠山 務君。

町長(遠山 務君) 広報の内容については、私一切タッチしておりませんので、担当課から答弁をさせます。

議長(五十嵐辰雄君) まちづくり推進課長髙野光司君。

まちづくり推進課長(髙野光司君) それでは、若泉議員の質問にお答え申し上げます。 広報とねにソーラー事業の内容を説明したということでございますけれども、これは利 根町土地利活用推進協議会の報告パート6だと思います。

協議会につきましては、いろいろな町民の方々からいろいろアンケートをとりながら利活用を行っていると。これも既に3年目に入りまして、町民の皆様方にその過程を説明するという内容でご報告したということでございます。

別に隠し立てすることもなく、協議会の中の審議内容は、過去5回については詳細に町

民の方に説明し、また、それに対しての意見をいただいて、より一層計画の中で審議していくと、また利活用協議会の中でもいろいろな形で町民の方に説明しろと、その意見をフィードバックして協議会の中で説明しろという内容がありましたので、決まったことを説明したということでございます。

議長(五十嵐辰雄君) 10番若泉昌寿君。

10番(若泉昌寿君) これは利活用の中でも町民に対して説明責任があるのは、これは私もわかっています。しかしながら、あの出し方というのは、どう見ても町民の方は、これは完全に決まったんだなと錯覚するような書き方。ですから、出すのは結構です。知らせるのも結構です。しかしながら、最終的には議会の議決が必要な状況なのですから、これは恐らく必要だと思います。それでしたら、そのように誤解しないような書き方をして町民に知らせるべきだと私は思います。これは答弁は結構ですから。

何はともあれ、ソーラーに関しましては、まず100%議会の議決は必要になると思います。ですから、ここで万が一ですよ、万が一議会の方で可決されなかった場合は、今まで出してきたものが、町民の方はほぼこれは決定だなと、そういう認識でおりますから、ですから知らせるのは結構です。知らせるのは結構ですけれども、住民が誤解しないように。

今まだ議会の方は決まっていない場合は、そのような書き方をして、今議会でもこれは 検討しているんですよと、しかしこういう計画がありますよと、そういう書き方をしなけ れば住民というのは錯覚して信じますよ。

町長が公の場所でマイクを通して言っているのと同じなのです。そう思いませんか。

町長、あと時間がなくなってしまいますけれども、もう一度聞きますけれども、念を押して聞きますから。私は、町で計画した事業等、それで議会に対しても、議会に対して議決とかそういうもの必要性のある事業、そういう事業に対して議会に先に計画をお話してくださいまして、それで議会もそれで進めていく、そういうことが私は当然だと思うのです。

しかし今回のソーラーに関しましては、議会の説明よりも公の場所、公というのは本当に大事なことですから、ひそひそ話じゃないのですから、公の場所でマイクを通して町民に言ってしまった。ということは、町長は別に問題ないようなことを言っていますけれども、私は問題だと思うのです。

町長はこの前の全協のときにも言われましたね。議員になぜ知らせなかったとある議員に言われましたら、一部の議員には知らせたと。じゃあ一部の議員はだれだか私はわかりませんけれども、その方が我々にこういう計画があるんだよと一言も私聞いていませんよ。一部の議員に知らせたということは、それで町長議員に知らせたと思っているんですか、違うでしょう。

ですから、今回の件に関して、町長はあくまでも、私思うのは議員が先、町民が後、しかし町長はその逆なんです。それで今でもよかったと思っているのか、また、やっぱり議

員に先に知らせるべきだったなと思えば、そのように答えてください。

議長(五十嵐辰雄君) 町長遠山 務君。

町長(遠山 務君) 先ほど申し上げましたとおり、タイミングがありますので、議会に先に何が何でもお知らせするものは当然議会にお知らせしますし、このソーラーに関しましては、町有地の利活用という点でいろいろ協議を進めている中で、住民に説明責任を果たすしかないという、先ほども申し上げましたけれども、議員の皆さんも住民に何で説明しないんだ、説明責任、説明責任っていつもおっしゃっているので、そういう観点からたまたまメガソーラーの件に関しましては、住民にこういう方向性で今進めていますよと、決定しましたとは言っていませんから、こういう方向で進めていますよということは言っていますけれども。

議長(五十嵐辰雄君) 10番若泉昌寿君。

10番(若泉昌寿君) 私も頑固ですけれども、町長も頑固だね、あなた。自分で非があると思わないのですか。

やっぱり自分で間違ったなと思ったら、素直に謝るのもこれもあれですよ、どっちかと 言うと、謝るという方が勇気が要るんですから、私は自分で間違ったと思えば堂々と謝り ますよ、相手に対して。

今回、町長はあくまでも議会の方より町民に対して説明したということは、全然思っていないのですね、議会に申しわけなかったとか、そういうことを思っていないわけですよね。私は違うと思いますよ。なぜそこまで町長も頑固なのかね。

では時間がなくなりますので、再度聞きますけれども、町長は今までの答弁どおりなのですね、もう一度、今まで答弁したとおりでしたら、そうですと、それで結構ですから。

議長(五十嵐辰雄君) 町長遠山 務君。

町長(遠山 務君) 今まで答弁したとおりでございます。

議長(五十嵐辰雄君) 10番若泉昌寿君。

10番(若泉昌寿君) 町長、あなたはすばらしい人です。本当に。もう幾らこの件に関して押し問答やっても、これは全然らち明きませんので、2番目の質問、時間が余りなくなりましたけれども、時間の許す限りやらせていただきます。

2番目の火災について。

日一日と寒さが厳しくなり火災が発生する季節となりました。現在の利根町、特に団地 の中て空き家が多くなってきております。今後もふえると思います。

また、私、9月の定例議会で農地について質問をいたしました。農地でありながら、作物をつくらず荒れている田が多くなっており、雑草、ヨシ等が繁っております。これから枯れて、少しの火でも燃えやすくなり火災が発生する要因となります。町の対応を伺いたいと思います。

よろしくお願いします。

議長(五十嵐辰雄君) 町長遠山 務君。

町長(遠山 務君) 火災に対する町の対策についてでございますが、町では主に啓発 による火災予防活動を行っております。

具体的に申し上げますと、町消防団各分団による夜警でありまして、これは各分団が消防車両で担当地区を巡回し、警鐘を鳴らすとともに防火啓発活動を行うというものでございます。

また、女性消防団におきましても、消防指令車により同様の内容で、町内全域を対象に 夜間の防火パトロールを行っております。期間につきましては、おおむね乾燥している時 期の12月から3月にかけて行っております。

また、農地の雑草の件でございますが、現状として農業従事者の高齢化や農地の条件等により、耕作や保全管理されていない農地が見受けられます。

農地は、限りある資源でありますので、農地の有効利用と一度荒れてしまうと元の状態に戻すためには労力と手間がかかることから、町といたしましても、広報とねにおいて、 耕作していない農地の保全管理のご協力をお願いしているところでございます。

また、同様に今月発行されます12月号の広報とねにも、農地の有効利用について農家の皆様に保全管理のお願いを行い、限りある農地の保全に努めているところでもございます。

また、農地の権利を有する者は、農地を農地として利用する責務が農地法で定められております。いずれにしましても、農地の所有者の方が、自分の土地に責任を持って管理していだくよりほかに対策がありませんので、今後とも保全管理のご協力を周知していきたいと、そのように考えております。

議長(五十嵐辰雄君) 10番若泉昌寿君。

10番(若泉昌寿君) 今、町長の答弁の中でも、特に消防団の皆さん、婦人消防団の皆さん、本当にご苦労さまでございます。我々町民としても安心していられるのかなと思います。

今の町長の答弁の中にもいろいろありましたけれども、私、9月には農地法の荒れ地ということで質問しました。それで、結構耕作していない田や畑が多くなってきております。その中で雑草とかヨシとか、そういうものが生い茂っているところが目立ってきております。これは年々目立って多くなってくるのかなと思っております。

これは、どうしても農家をなさっている方たちが高齢化になりまして、やりたくてもなかなか耕作できない、そういう理由もあります。ではよその方にやっていただこうかと思っていても、逆に小さな田んぼとか小さな畑とか、そういうところはやってくれる方がなかなか見つからない。そういうことで、どうしても荒れ地がふえてくる。荒れ地がふえてくると、どうしても雑草とか生い茂ってきますから、そうしますと寒くなって火災の季節になってきますと、例えばの話、ちょっとたばこの投げ捨てとか、ちょっとした火種でも燃えやすくなってくる。それが大きな火災につながってくるということで、今回、私が質

問しているわけでございます。

それで、どのようにしたら防げるのかなと私もいろいろ考えてみましたけれども、一番 農地に関しては、地主が、ものはつくらなくても、せめて草刈りをやっていつもきれいに していれば、その心配はなくなってくるのです。しかしながら、それができないのが現状 なのですね。それで困っているのが、はっきり言って経済課の課長は大変困っていると思 います。

それでちょっとお尋ねしたいのですが、もしわかれば、今、稲とか作物をつくっていないような面積というのはどのくらいあるものか、わかったら答弁していただきたいと思います。

議長(五十嵐辰雄君) 経済課長矢口 功君。

経済課長(矢口 功君) 若泉議員のご質問にお答えいたします。

今質問にありますように、当町におきましては、高齢化であったり、後継者不足ということから、俗に言う不作付地、あるいは言い方によっては耕作放棄地という言い方をするわけですけれども、今現在23年度の調査で申し上げますと、36ヘクタールほど耕作放棄地の面積がございます。

議長(五十嵐辰雄君) 10番若泉昌寿君。

10番(若泉昌寿君) 今、課長の方から36ヘクタールあるということですが、大分大きな面積になっておりますね。

それで、先ほど町長の答弁の中にもありましたけれども、耕作放棄地、ものをつくらない、そういうことに関しまして経済課としてはやっているのはわかりますけれども、どういう方法で草を刈ってもらうとか、そういう手段をとっているのか、お願いします。

議長(五十嵐辰雄君) 経済課長矢口 功君。

経済課長(矢口 功君) 9月の議会でしたか、若泉議員の質問のときにもお答えしましたけれども、平成21年の12月に農地法が改正されまして、今言いましたように、毎年耕作放棄地となっている農地の実態調査というのを行うような法改正がなされました。

それに基づきまして、町では8月から11月ごろにかけまして、職員が目視等によりまして調査を行い、その後、農業委員会の農業委員のご協力を経まして各所有者等に対しましての臨戸といいますか、戸別訪問をしていただきながら、聞き取り調査等を行っていただきまして、農地の保全管理の内容、あるいはそういうものをお願いしているところでございます。

議長(五十嵐辰雄君) 10番若泉昌寿君。

10番(若泉昌寿君) 経済課の方も努力しているというのはわかりますけれども、しかしながら相手があることで、相手がやってくれないということになると、なかなかこれも解決しない。このままでいけば、ことしよりも来年、来年よりも再来年と、だんだんつくられない田んぼとか畑がふえていくのかなと思います。

ですから、これからも町を主にして、何とかこれがふえないように、そして、できれば逆に減るような形、少なくなるような形で持っていかないと、これは農業問題にもかかわることであるし、町長がよく言っていますね、優良農地って、優良農地が荒れてしまったら本当に今度後で元に戻すということは大変な労力が必要ですから、そうならないようにやっていかなければいけないと思うのです。

それには、これは経済課を中心にして積極的に努力していかなければいけないなと思いますけれども、いずれにしても火災シーズンで火災が起きないように、これも町民の方一人一人の心を引き締めて、たばこの投げ捨てとか、たき火とか、そういうことをしないようにしていかなければ、火災というのはいつ起こるかわかりませんから、ぜひともそのように、町民一人一人、我々も、行政も一緒にやっていかなくてはいけないのかなと思います。

それで、農地の方もそうですが、宅地もそうなのです。宅地も確かに空き家がふえております。なぜふえるのかと言いますと、要するに高齢者がふえてきて、それで子供が、特に団地あたりですが、子供が成長しますといなくなって利根町から出ていきます。そして、今度はその家族が不幸にも亡くなってくるとか、そういういろいろな事情もあります。病気になって、一緒にその家に住めなくなる、そうすると施設に入る、そういう形もふえてきます。いずれにしても、そういうことで空き家は特にふえてきます。

町の方では空き家対策ということで努力しています。たしか冒頭18軒でしたっけ、町長、空き家18軒だと思います。冒頭言っていましたね。18軒は町の方と契約して、空き家に新しい住民の方が住んでくれるような制度というか、そういうものをつくった。これも空き家に関しては、なお一層やっていかなければどんどん空き家がふえてきます。そうしますと、特に空き家がふえてきますと、庭がありますよね。庭に雑草が生えて、それが一つの火災に対し怖いなと思う。

一つ例を挙げますと、白鷺団地の場合、空き家があります。まだ家が建っていない宅地もあります。その中でわかる範囲で自治会が地主さんと契約します。契約して、それで年に4回か5回、自治会の方が中心で草刈りをして、当然それは地主から年に幾らとお金はもらいますけれども、そのようにやって、ですからわりかし白鷺団地の場合は、私の見た限り、家が建っていない宅地、また空き家でも、庭が雑草とかそういうもので生い茂っているところはちょっと見当たらないのかなという感じがします。

ですが、これも結局行政はもとよりそうなのですが、各団地とか集落でそのように協力し合って、空き家になったものはしようがないですから、もともと宅地であって家が建っていない、地主は遠くの方にいる、そういう場合でもなかなか草刈りとかできませんから、そういうところは行政なり、団地の場合は団地の方から地主とかにお願いして契約して草を刈ったり何かするということになると、いつもきれいになっていますから、ある程度安心してはいられます。特に宅地であって家が建っていない、その隣の建っていないところ

は生い茂っている。そのようになりますと、その両隣の家は本当に心配ですよね。

ですから、そういうことも解決するのには、みんなが協力し合ってそれでやっていかなければいけない。ということは、その集落、団地はもとより、行政もある程度そのようにやっていかなければいけないのですよ。ですから、町長、空き家対策で、空き家に関してはそのように制度を設けて町が空き家の持ち主に対して、家を貸してもらえませんとやって、相手がオーケーでしたらオーケーだということで、今18軒決まっていると思いますけれども、これから住んでくれる方を行政の方としてお世話するわけですけれども、どんどんこれからふえていきます。ですから、空き家対策としてこれから町はどんどんやっていくと思いますが、今度逆に町として何と言うんですか、草が生い茂っているところ、そういうところで地主が遠くの方へ行ってわからない、団地でもわからない、そういうところがあるんです。それを行政の方である程度調べてくれるという、そういう考えはありますか、ちょっと答弁をお願いします。

議長(五十嵐辰雄君) 町長遠山 務君。

町長(遠山 務君) それではお答えをいたします。

若泉議員ご指摘のとおり、農地の問題ですけれども、条件の悪いところは、頼んでもなかなかつくってくれないと、そういう影響もあって、今36ヘクタールが、利根町には約1,200ヘクタールの約3%の耕作放棄地があるわけですけれども、それでも茨城県44市町村で耕作放棄地が下から2番目に低いという状況ではあるのです。ただ、県の農業の平均従事年齢が、県の方が65.7歳に対して、これは2010年の農業センサスですけれども、利根町の場合68.5歳まで行っているということで、3ポイント弱も利根町の場合は高齢化が進んでいるということもあります。

そういう点から考えまして、これから耕作放棄地が徐々にふえていくであろうと予想しています。

今後とも、農家の皆さん、地主の皆さんのご協力をいただいて、今の3%を維持できればなと、そのように考えているところでございますし、そのようになるように、町としてもやるだけのことはやっていかなければならないと考えております。

また空き家に関しましては、今、団地ばかりでなくて、極端に言えば、もう少したつと 農家でも母屋が空き家になるという状況で、今全国に大体空き家が700万戸から800万戸あ るだろうと言われております。これはここだけの問題ではなくなってきているというのが 現状でございます。

それと最後に質問がございましたが、今、そういう放置している空き家等を自治会でいるいるやっていただいたのでありますが、自治会でも住所とか連絡先とかわからないという場合は、今でも町の方へ連絡をいただいて、町の方で持ち主の追跡調査をして、それがわかった時点で自治会の方へ連絡をするということです。

議長(五十嵐辰雄君) 10番若泉昌寿君。

10番(若泉昌寿君) 町長、行政でできる限りやってくれる、それはわかりました。今の答弁の中で、茨城県では何番目とか、そういうことよく町長は言いますよね。茨城県では何番目とか何とかではないのです。利根町は利根町の、きのうも井原議員が言っていましたね、利根町、茨城県では一番上だろうと一番下だろうと関係ない、利根町は利根町でできることはやる、茨城県では何番目だから、ですから少し手を抜いてもいいよと、そういうことは言っていませんよ、言っていませんが、そのようにも聞こえてしまうのですよ。ですから、利根町は利根町の考えで何ごともやっていただきたいのです。町長、わかりますか。まだ大丈夫ですね。

ぜひともそのように、茨城県で何番目とか、そういうことでなくて。

それから、町長、最後に言いますけれども、町長もう少し素直になりましょうよ、もう少し素直になって、自分が間違ったなと思ったときには、ああ私がちょっと間違ったかな、これから直します、そのような態度でいってもらいたいと思います。

町長、答弁が何かありましたら、それで私の質問を終わります。答弁で言うことがありましたら言ってください。

議長(五十嵐辰雄君) 町長遠山 務君。

町長(遠山 務君) 私は自分のことを素直だと思っているんですけれども、今後ます ます素直になるように努力したいと思います。

議長(五十嵐辰雄君) 若泉昌寿君の質問が終わりました。

議長(五十嵐辰雄君) 日程第2、休会の件を議題といたします。 お諮りします。

あす12月8日から12月9日までの2日間は、議案調査のため休会にしたいと思います。 これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長(五十嵐辰雄君) 異議なしと認めます。したがって、あす12月8日から12月9日までの2日間は議案調査のため休会とすることに決定しました。

議長(五十嵐辰雄君) 以上で、本日の議事日程は全部終了しました。

次回12月10日は午前10時から本会議を開きます。

本日はこれにて散会します。お疲れさまでした。

午後2時02分散会